

## 相続分譲渡証書

被相続人亡甲野太郎（平成28年11月11日死亡 本籍 ○○市新町1丁目2番地）の相続人甲野三郎は、その相続分全部を相続人甲野一郎に譲渡し、甲野一郎はこれを譲り受けました。

平成29年12月1日

○○県○○市○○町3丁目1番地  
譲渡人 甲野 三郎 実印

○○県○○市○○町1丁目2番地  
譲受人 甲野 一郎 印

### －注意事項－

- ・ 相続分を無償で譲り受ける場合の例。
- ・ ワープロで作ってよいが、譲渡人の署名は自署させるのが望ましい。
- ・ 被相続人は氏名と本籍・死亡日を記載する。
- ・ 相続人は住所・氏名を記載する。
- ・ 譲渡人は実印を、鮮明に捺印する。
- ・ 被相続人の死亡後＝相続の開始後ならばいつ本書面を作ってもよい。
- ・ これは相続による権利を譲渡するもので、相続放棄とちがって債務（借金を返す義務など）を免れるものではない旨、譲渡人に説明しておくのが望ましい。
- ・ 知っている相続財産は一通り、譲渡人に開示しておくことが望ましい。  
※財産の有無について、譲渡人をだまして相続分を譲渡させてはならない。
- ・ **【超重要】** この書面と併せて、譲渡人の印鑑証明書1通の提供を受けること。  
そうしないと相続登記時に使えない。
- ・ 本書面と添付の印鑑証明書に、有効期限はない。